

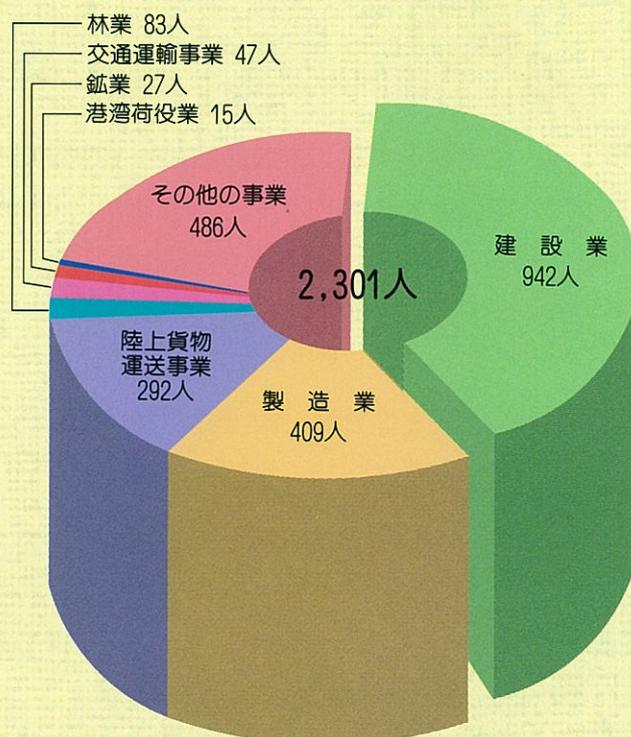
元方事業者による建設現場 安全管理指針のポイント

労働省では、建設現場の安全管理水準の向上を促進し、建設業における労働災害の防止を図るため、建設現場等において元方事業者が実施することが望ましい安全管理の具体的手法を示した「元方事業者による建設現場安全管理指針」を策定しました。

建設業における死亡者数の推移



業種別死亡災害発生状況(平成6年)



建設現場における安全管理

建設現場においては、次のような安全管理を行う必要があります。

1 安全衛生管理計画の作成

元方事業者は、建設現場における安全衛生管理の基本方針、安全衛生の目標、労働災害防止対策の重点事項等を内容とする安全衛生管理計画を作成すること。

2 過度の重層請負の改善

元方事業者は、労働災害防止上問題を生じやすい過度の重層請負の改善を図るため、次の事項を遵守すること。

- ① 労働災害を防止するための事業者責任を遂行することのできない単純労働の労務提供のみを行う事業者等にその仕事の一部を請け負わせないこと。
- ② 仕事の全部を一括して請け負わせないこと。

3 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化等

元方事業者は、請負契約において労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者を明確にするとともに、労働災害の防止に要する経費のうち請負人が負担する経費については、請負契約書に添付する請負代金内訳書等に当該経費を明示すること。

明示する労働災害防止対策の例

- ① 労働者の墜落防止のための防網の設置
- ② 物体の飛来・落下防止のための防網の設置
- ③ 安全帯の取付け設備の設置
- ④ 車両系建設機械の誘導員の配置
- ⑤ 作業場所の巡視
- ⑥ 安全大会等への参加
- ⑦ 講習会等への参加

4 元方事業者による関係請負人及びその労働者の把握等

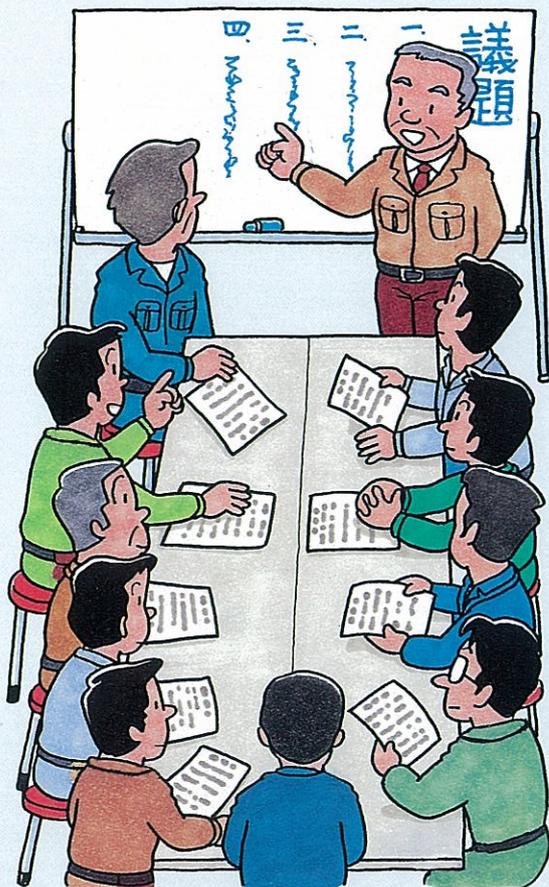
元方事業者は、関係請負人に対する安全衛生指導を適切に行うため、次の事項等に関係請負人に通知させること等により把握しておくこと。

- ① 関係請負人の名称、請負内容、安全衛生責任者の氏名、安全衛生推進者の選任の有無及びその氏名
- ② 関係請負人の雇用する労働者の安全衛生に係る免許・資格の取得及び特別教育、職長教育の受講の有無等
- ③ 関係請負人の安全衛生責任者又はこれに準ずる者の駐在状況
- ④ 関係請負人が建設現場に持ち込む機械設備

5 作業手順書の作成

元方事業者は、関係請負人に対し、労働災害防止に配慮した作業手順書を作成するよう指導すること。

6 協議組織の設置・運営



元方事業者が設置する労働災害防止協議会等の協議組織については、次によりその活性化を図ること。

- (1) 会議の開催頻度
毎月1回以上開催すること。
- (2) 協議組織の構成
協議組織については、次の者を構成員とすること。
 - ① 統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者又はこれらに準ずる者等
 - ② 元方事業者の店社の店社安全衛生管理者又は工事施工・安全管理の責任者
 - ③ 関係請負人の安全衛生責任者等
 - ④ 関係請負人の店社の工事施工・安全管理の責任者等

(3) 協議事項

工程に応じ、次の事項等を議題として取り上げること。

- ① 建設現場の安全衛生管理の基本方針、目標、その他基本的な労働災害防止対策を定めた計画
- ② 月間又は週間の工程計画
- ③ 労働者の危険及び健康障害を防止するための基本対策
- ④ 安全衛生に関する規程
- ⑤ 安全衛生教育の実施計画
- ⑥ 労働災害の原因及び再発防止対策

(4) 協議組織の規約

協議組織の構成員、協議事項、協議組織の会議の開催頻度等を定めた協議組織の規約を作成すること。

(5) 協議組織の会議の議事の記録

協議組織の会議の議事で重要なものに係る記録を作成するとともに、これを関係請負人に配布すること。

(6) 協議結果の周知

協議組織の会議の結果で重要なものについては、朝礼等を通じてすべての現場労働者に周知すること。

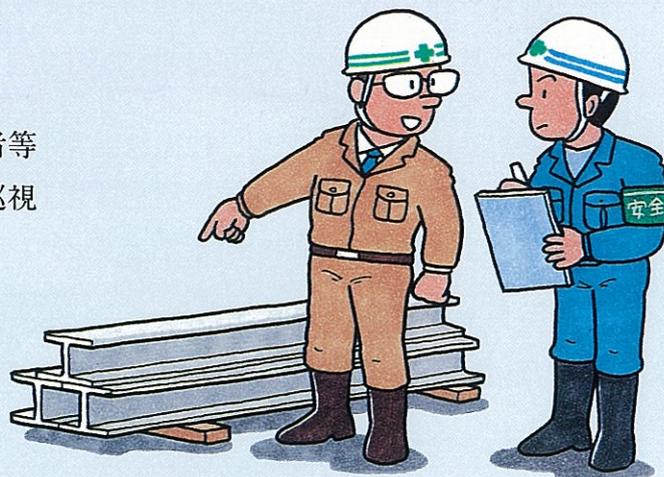
7 作業間の連絡及び調整

元方事業者は、混在作業による労働災害を防止するため、混在作業に関連するすべての関係請負人の安全衛生責任者等と作業間の連絡及び調整を十分実施すること。



8 作業場所の巡視

元方事業者は、統括安全衛生責任者等に、毎作業日に1回以上作業場所の巡視を実施させること。



9 新規入場者教育

元方事業者は、関係請負人に対し、新規入場者教育の適切な実施に必要な場所、資料の提供等の援助を行うとともに、当該教育の実施状況について報告させ、これを把握しておくこと。

新規入場者教育の内容

- ① 労働者が混在して作業を行う場所の状況
- ② 労働者に危険を生ずる箇所の状況
- ③ 混在作業場所において行われる作業相互の関係
- ④ 退避の方法
- ⑤ 指揮命令系統
- ⑥ 担当する作業内容と労働災害防止対策
- ⑦ 安全衛生に関する規定
- ⑧ 建設現場の安全衛生管理計画の内容

10 新たに作業を行う関係請負人に対する措置

元方事業者は、新たに作業を行うこととなった関係請負人に対し、協議組織の会議内容及び作業間の連絡調整の結果を周知すること。

11 作業開始前の安全衛生打合せ

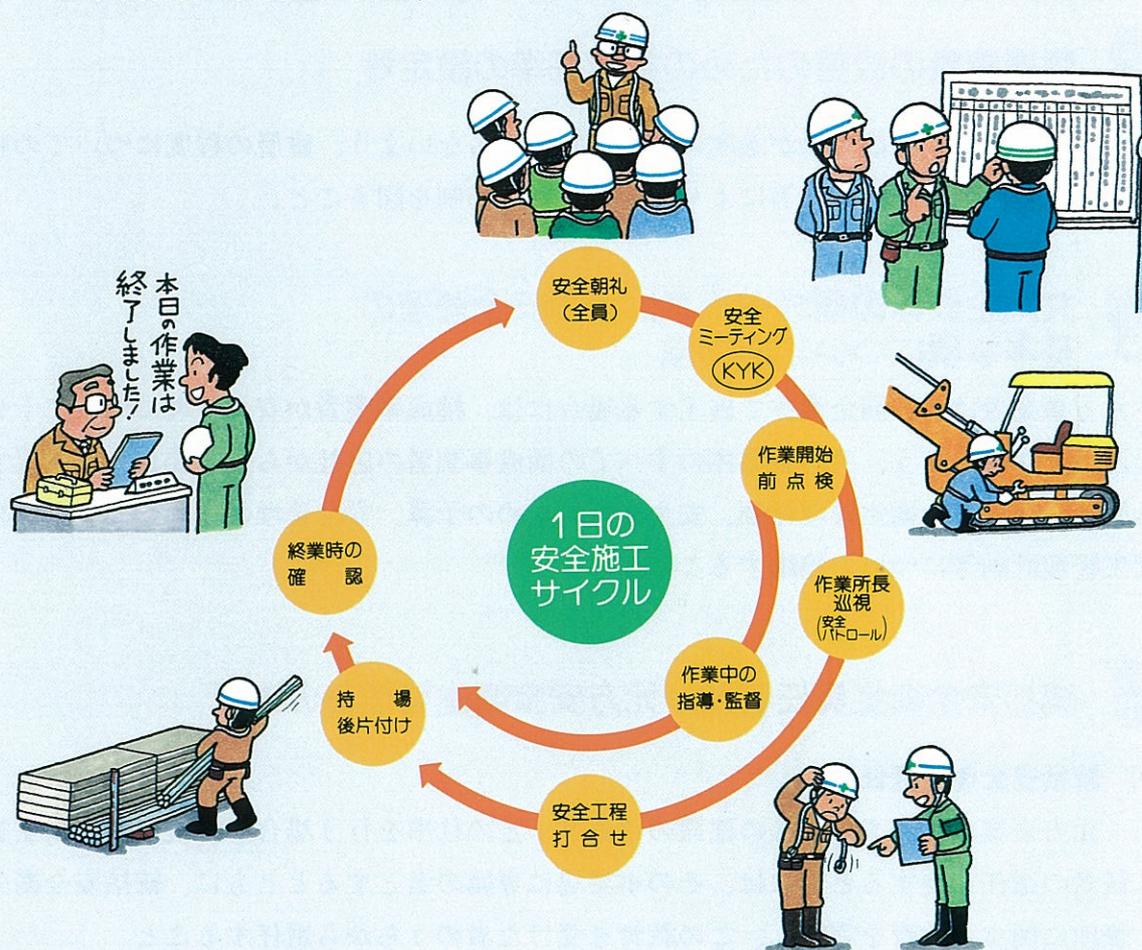
元方事業者は、関係請負人に対し、毎日、その労働者を集め、作業開始前の安全衛生打合せを実施するよう指導すること。

安全衛生打合せの内容

- ① 当日の作業内容、作業手順、労働災害防止上の留意事項等の指示
- ② 作業間の連絡調整の結果の周知
- ③ 関係労働者の労働災害防止に対する意見等の把握
- ④ 危険予知活動等の安全活動

12 安全施工サイクル活動の実施

元方事業者は、施工と安全管理が一体となった安全施工サイクル活動を展開すること。



13 職長会(リーダー会)の設置

元方事業者は、関係請負人に対し、職長及び労働者の安全衛生意識の高揚、職長間の連絡の緊密化、労働者からの安全衛生情報の掌握等を図るため、職長会(リーダー会)を設置するよう指導すること。

支店等の店社における安全管理

支店等の店社においては、次のような安全管理を行う必要があります。

1 安全衛生管理計画の作成

元方事業者は、店社の年間の安全衛生の基本方針、安全衛生の目標、労働災害防止対策の重点事項等を内容とする安全衛生管理計画を作成すること。

2 重層請負の改善のための社内基準の設定等

元方事業者は、建設現場が過度の重層請負とならないよう、重層の程度についての制限を社内基準として設ける等により、重層請負の抑制を図ること。

3 共同企業体の構成事業者による安全管理の基本事項についての協議

元方事業者は、共同企業体で施工する場合には、構成事業者が安全管理について十分な連携を図れるよう、共同企業体のすべての構成事業者の店社からなる委員会を設置する等により、安全衛生管理体制、安全管理のための予算、安全管理のための規程、安全衛生管理計画等について協議すること。

4 統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者の選任

(1) 統括安全衛生責任者

元方事業者は、ずい道等の建設の仕事等一定の仕事を行う場合で、統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とするとともに、統括安全衛生管理に関する教育を実施し、この教育を受けた者のうちから選任すること。

(2) 元方安全衛生管理者

元方事業者は、元方安全衛生管理者については、混在作業現場における労働災害の防止のための技術等に関する教育を実施し、この教育を受けた者で、かつ、同種の仕事について安全衛生の実務に従事した経験がある者のうちから選任すること。

5 施工計画の事前審査体制の確立

元方事業者は、仕事の工程、機械設備等についての安全衛生面からの事前の検討を十分行うため、店社内の事前評価体制を確立すること。また、当該仕事の計画作成に参加する者に必要な教育等を徹底すること。

6 安全衛生パトロールの実施

元方事業者は、労働災害を防止する上で必要な時期に、店社の工事施工・安全管理の責任者等に当該仕事に係る作業場所の巡視を行わせること。



7 労働災害の原因の調査及び再発防止対策の樹立



元方事業者は、労働災害が発生した場合には、店社安全衛生管理者又は当該店社の工事施工・安全管理の責任者及び現場の責任者により、当該労働災害に係る関係請負人と連携して災害調査を行い、その原因を究明するとともに、再発防止対策を樹立すること。

8 元方事業者による関係請負人の安全衛生管理状況等の評価

元方事業者は、優良な関係請負人の選定及び育成を図るため、関係請負人の安全管理状況等について評価を行うこと。

評価事項の例

- | | |
|--------------------|------------------|
| ① 協議組織への参加状況 | ② 新規入場者教育の実施状況 |
| ③ 安全衛生責任者の現場への駐在状況 | ④ 店社による作業場所の巡視状況 |
| ⑤ 保護具の使用状況 | ⑥ 安全衛生推進者等の選任状況 |
| ⑦ 雇入れ時の安全衛生教育の実施状況 | ⑧ 労働災害の発生状況 |